



人材開発支援助成金 不正受給

不正の自主申告がない場合、
不正な申請をした事業主は**公表**します！（※）

※助成金を実際に受給していない場合を含む。※支給決定取消等を行った額が100万円未満の場合を除く。

※事業主が不正受給に関与していないことが明らかな場合を除く。※8月3日以降の支給申請から適用されます。

! 労働局が調査を行う前までに、自主申告をしない場合は・・・

- 支給申請を行った段階で公表対象になります
- 事業者名と代表者名などが公表されるため、会社の信用・評判を失うおそれがあります

自主申告の方法

- 労働局が調査を行う前に、不正受給に該当する旨を労働局に申し出てください。
- 要件に合致しないことが分かる資料を労働局に提出してください。

自主申告すると・・・

仮に不正受給に該当した場合でも、
以下の場合には原則として（※）、事業主名は公表されません。

- 受給した金額＋違約金＋延滞金を速やかに返還した場合
- 支給申請はしているものの、助成金の受領前である場合

※ 調査に非協力的であるなどの場合、自主申告とは認められませんので、自主申告後も調査にご協力ください。
また、特に重大または悪質な場合は非公表の対象から除きます。

不正受給となった事例は裏面をチェック **▶▶**

「訓練経費を申請事業主が**全額負担**」 これが**必須要件**です！

訓練経費を**全額負担**していない **不正**となる例

- 教育訓練機関等から受け取った金額+助成金が訓練費用と同額だった
- 宣伝協力（訓練受講の感想・インタビュー等）のお礼として不相当な金銭を受け取った
- 「訓練は実質無料」「事業主の負担はゼロ」と言われ、訓練前後に金銭を受け取った
※ 上記の例の内容を含んだ申請を行うと不正です
- 訓練を受講する見返りとして、製品を無料または割引で提供された

その他具体的な**不正**となる申請の事例

事例 1

訓練機関から紹介された事業者Aから
訓練費用分のお金を貸し付けるので、そのお金で訓練費用を支払うよう
指示された。事業主はこの貸付契約が訓練経費を実質的に減額する趣旨
で締結された契約だと知りながら、全額負担したとして助成金を申請。

事例 2

教育訓練機関等から
「訓練契約を結ぶと、キャンペーンとして、別途、ギフト券をプレゼントする。
さらに助成金を申請すれば利益が出る。」
と説明され、実際にギフト券を受け取りつつ、全額負担したとして助成金を申
請。

**教育訓練機関等から、これらに該当するような勧誘を受けた場合や
自主申告を行う場合、労働局へご連絡をお願いします！**

不安な場合、判断に迷ったらすぐに労働局へ相談をしてください。
また、本助成金のご利用にあたりご不明な点は、
管轄の労働局にお問い合わせください。

都道府県労働局
受付窓口はこちら

